

# 荒廃農地の現状と対策について

令和 2 年 4 月

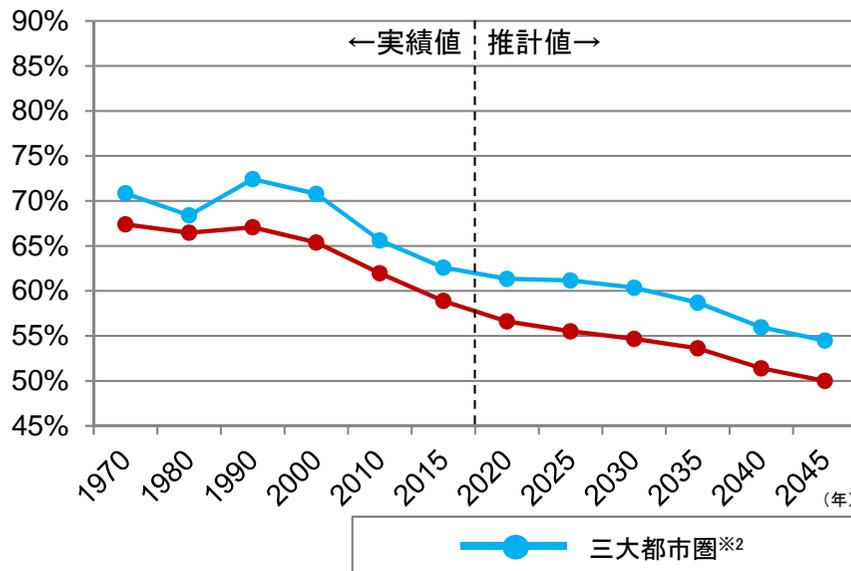
農林水産省

# 我が国の食料・農業・農村を取り巻く状況

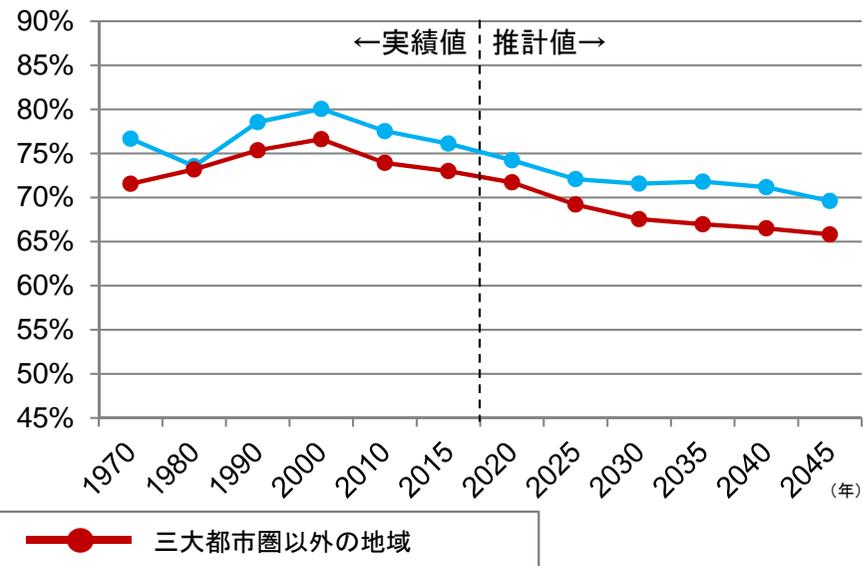
- 農業就業者の7割を占める60歳以上の世代が高齢化等によりリタイアし、農地などの経営資源や農業技術が適切に継承されず、農業の生産基盤が一層ぜい弱化することが危惧。
- 高齢化が進む中山間地域を中心に農村人口も減少し、農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になると懸念。
- 大規模自然災害の度重なる発生、豚熱等の家畜疾病の発生に加えて、地球温暖化の進行等による農業生産への影響も懸念。
- デジタル技術の急速な発展、TPPや日EU・EPA、日米貿易協定など新たな国際環境の到来、SDGsを契機とした持続可能な社会実現への貢献といった新たな時代の変化への対応が求められている。

## 総人口に占める割合

### 【生産年齢人口(15~64歳)の割合】



### 【15~74歳人口の割合】



※ 三大都市圏:東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県、三重県)、大阪圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)の合計。

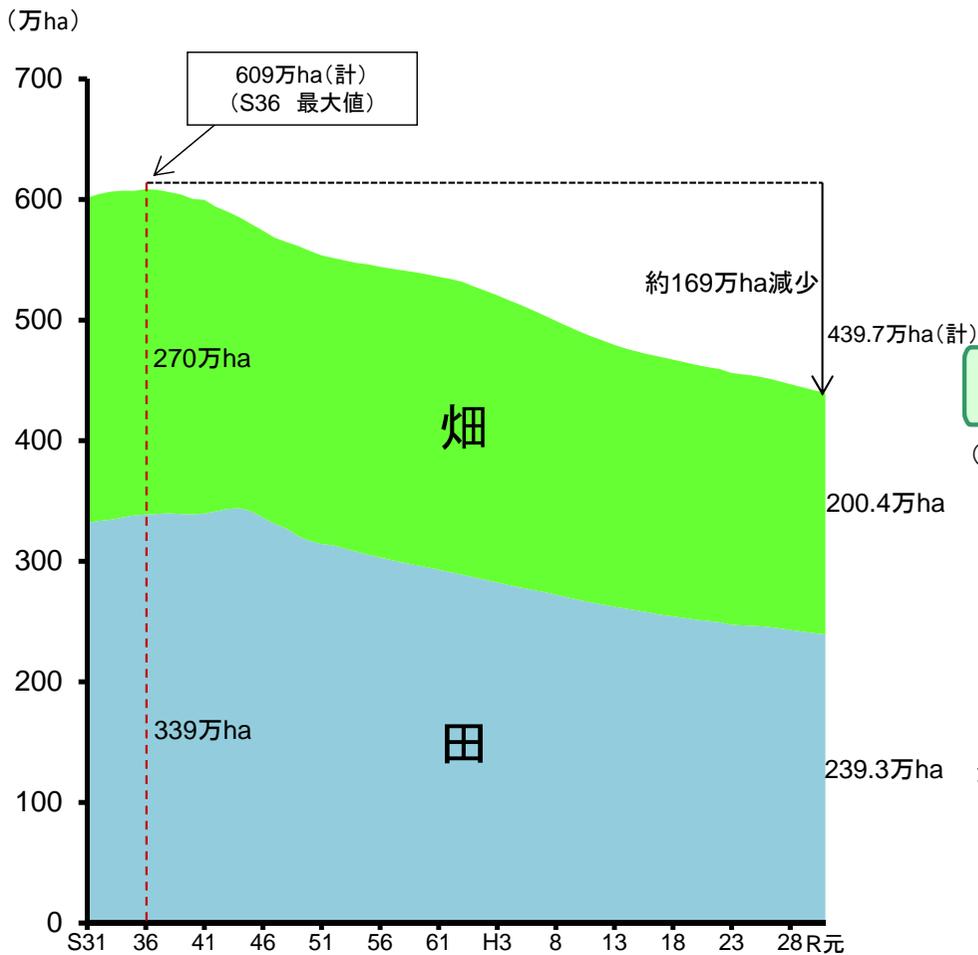
資料: 2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年7月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果、「『日本の都道府県別将来推計人口』(平成30年3月推計)」より

農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、農地面積が最大であった昭和36年に比べて、約169万ha減少。

一方、荒廃農地（客観ベース）の面積は、平成30年には28万haであり、そのうち再生利用可能なものが9万2千ha（32.9%）、再生利用困難なものが18万8千ha（67.1%）。

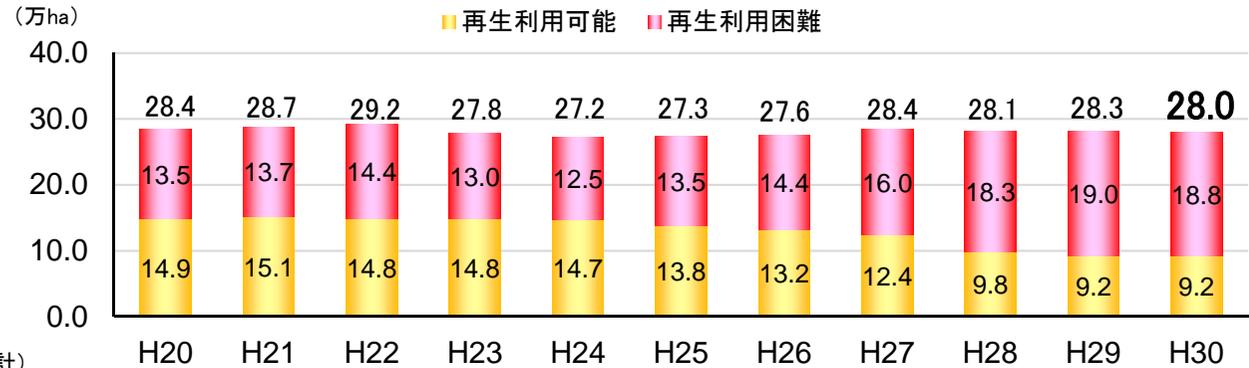
耕作放棄地（主観ベース）の面積は、平成27年には42万3千ha。

### ○農地(耕地)面積の推移

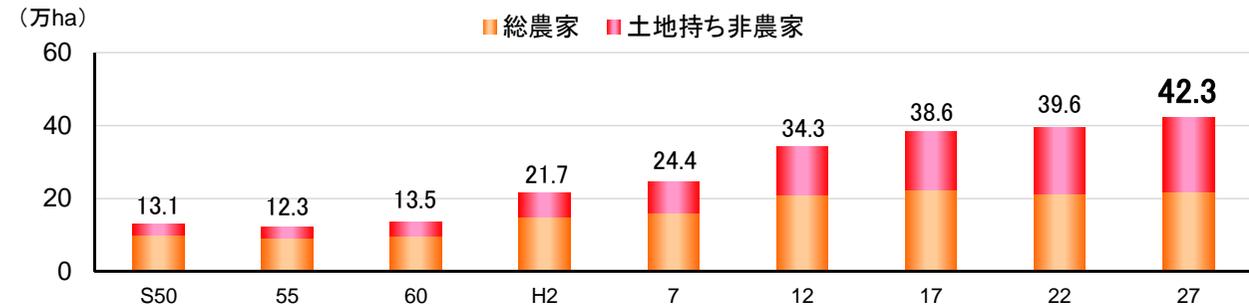


資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

### ○荒廃農地面積の推移



### ○耕作放棄地面積の推移



資料: 農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「農林業センサス」

- 注: 1 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
- 2 「A分類(再生利用が可能な荒廃農地)」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
- 3 「B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。
- 4 「耕作放棄地」とは、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地」。
- 5 四捨五入の関係で計が一致しない。

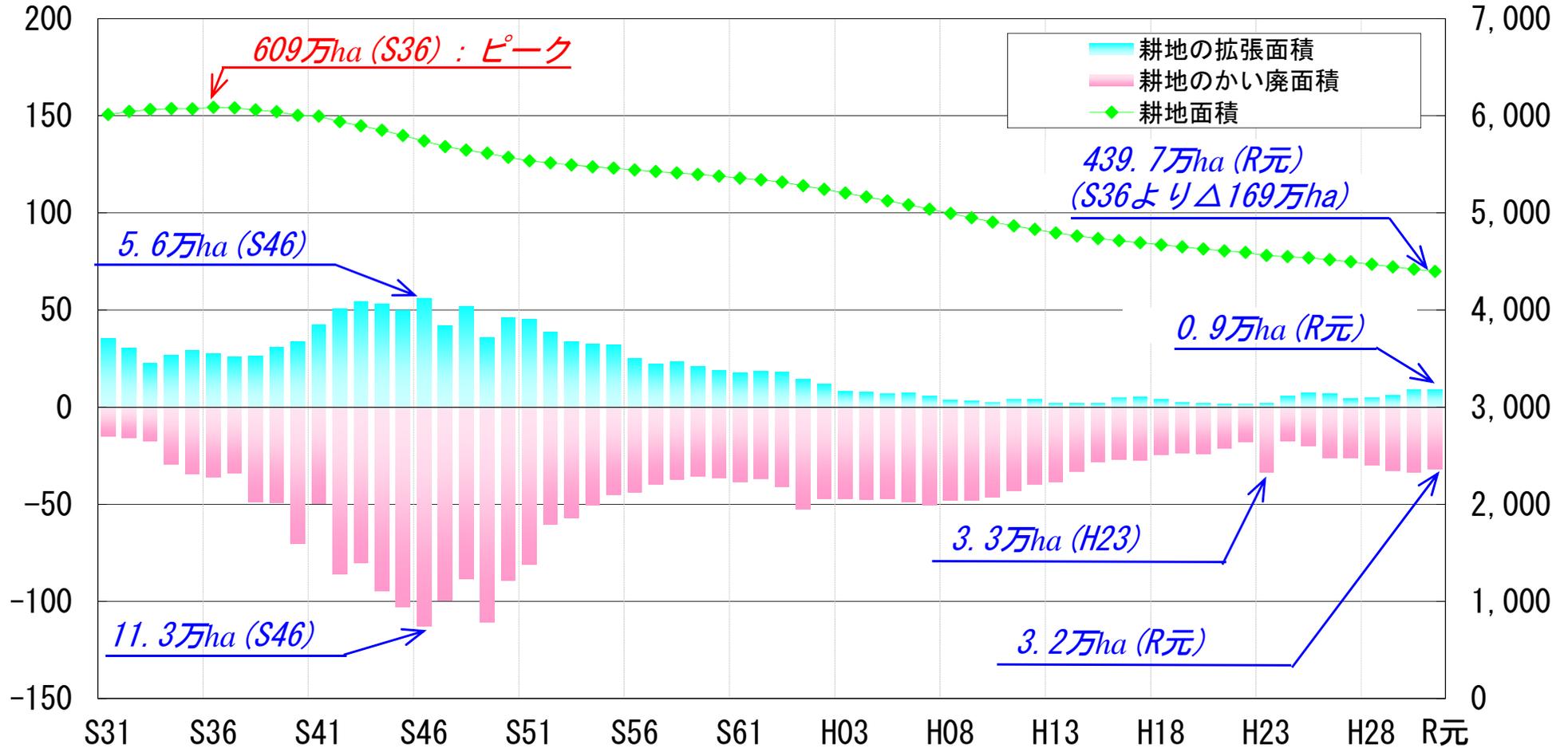
# 農地面積の推移

- ① 我が国の農地面積は、昭和36年～令和元年の半世紀の間に、約111万haが農用地開発や干拓等で拡張された一方、工場用地や道路、宅地等への転用や農地の荒廃等により約280万haがかい廃されたため、609万haから439万7千haへと減少。
- ② 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、今後とも国内農業の基盤である農地を確保していく必要。

耕地の拡張・かい廃面積  
(千ha/年)

## 農地面積の推移

耕地面積  
(千ha)



※1: 出典「耕地及び作付面積統計」

※2: 耕地のかい廃は、自然災害、転用、荒廃農地等の面積の合計

# 農地面積の減少要因

- ① 農地面積の減少要因として大半を占める荒廃農地と非農業用途等への転用面積は、平成17年以降、約2万ha程度で推移ないし減少傾向にあったものの、平成26年から約3万ha程度で推移している。なお、平成23年の自然災害は、東日本大震災等によるものである。
- ② 優良農地の確保と有効利用を進めるためには、農地転用許可制度等の適切な運用を図るとともに、荒廃農地の発生防止・解消を着実に推進する必要がある。

## 農地面積の減少要因

単位: ha

	平17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令元
かい廃計	27,500	24,300	23,700	23,900	21,200	17,700	33,400	17,400	19,800	26,200	25,900	29,900	32,500	33,700	31,700
自然災害	2,640	52	56	23	49	186	16,800	1,400	1	335	82	1,430	...	...	...
荒廃農地 (耕作放棄)	11,100	11,400	10,400	9,760	9,770	7,790	7,870	6,940	9,530	13,000	13,500	16,200	19,300	14,500	13,200
非農業用途 への転用	9,760	10,510	11,210	11,910	9,066	7,983	6,996	7,119	8,382	9,894	10,165	9,860	...	...	...
植林・農林道 等への転用	3,415	2,294	2,058	2,205	2,254	1,753	1,737	1,916	1,845	2,901	2,181	2,408	...	...	...

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

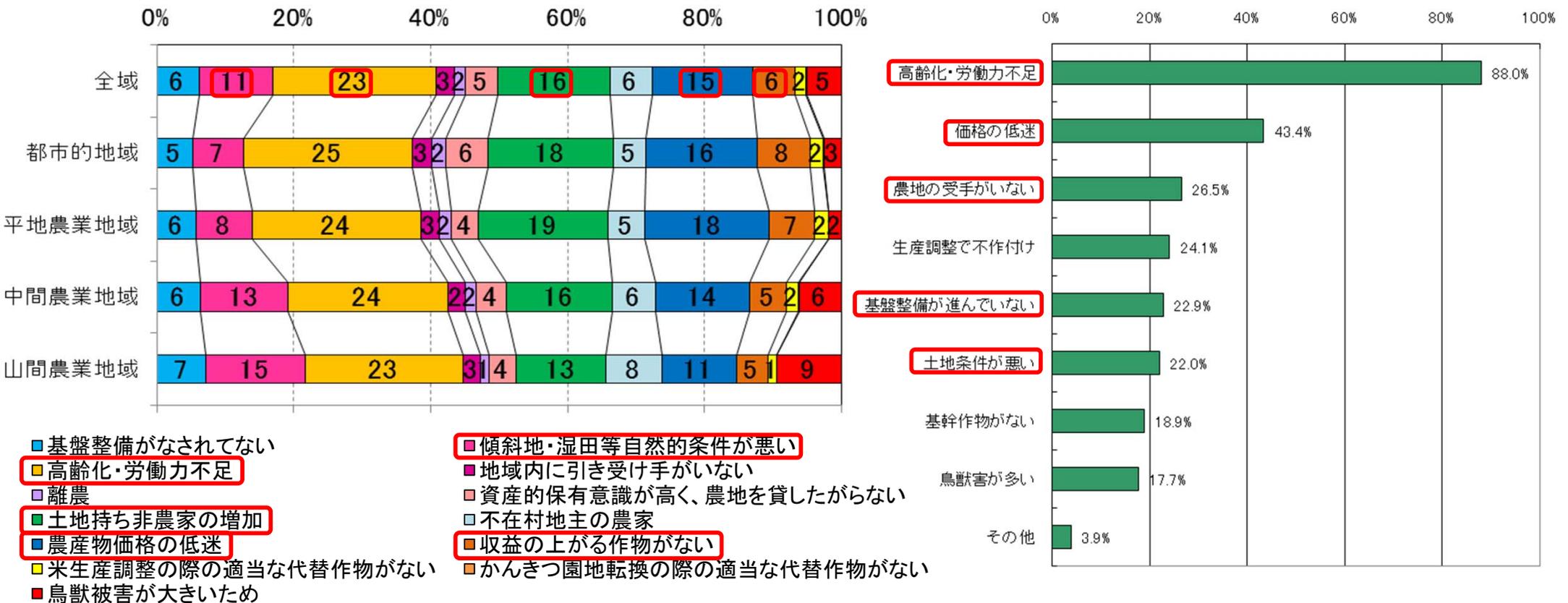
注1: 「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態の土地をいう。

注2: 平成29年よりかい廃面積の要因別(荒廃農地を除く。)の調査を廃止している。

# 荒廃農地の発生原因

- ① 平成26年における調査によれば荒廃農地の発生原因は、全ての農業地域で「高齢化、労働力不足」が最も多く、次いで「土地持ち非農家の増加」が多い。また、「農作物価格の低迷」と「収益の上がる作物がない」を合わせると全体の2割。
- ② 一方、平成14年に行った調査においても、「高齢化・労働力不足」、「価格の低迷」、「農地の受け手がいない」が主な原因としてあげられており、荒廃農地の発生原因に大きな変化はみられない。

## 荒 廃 農 地 の 発 生 原 因

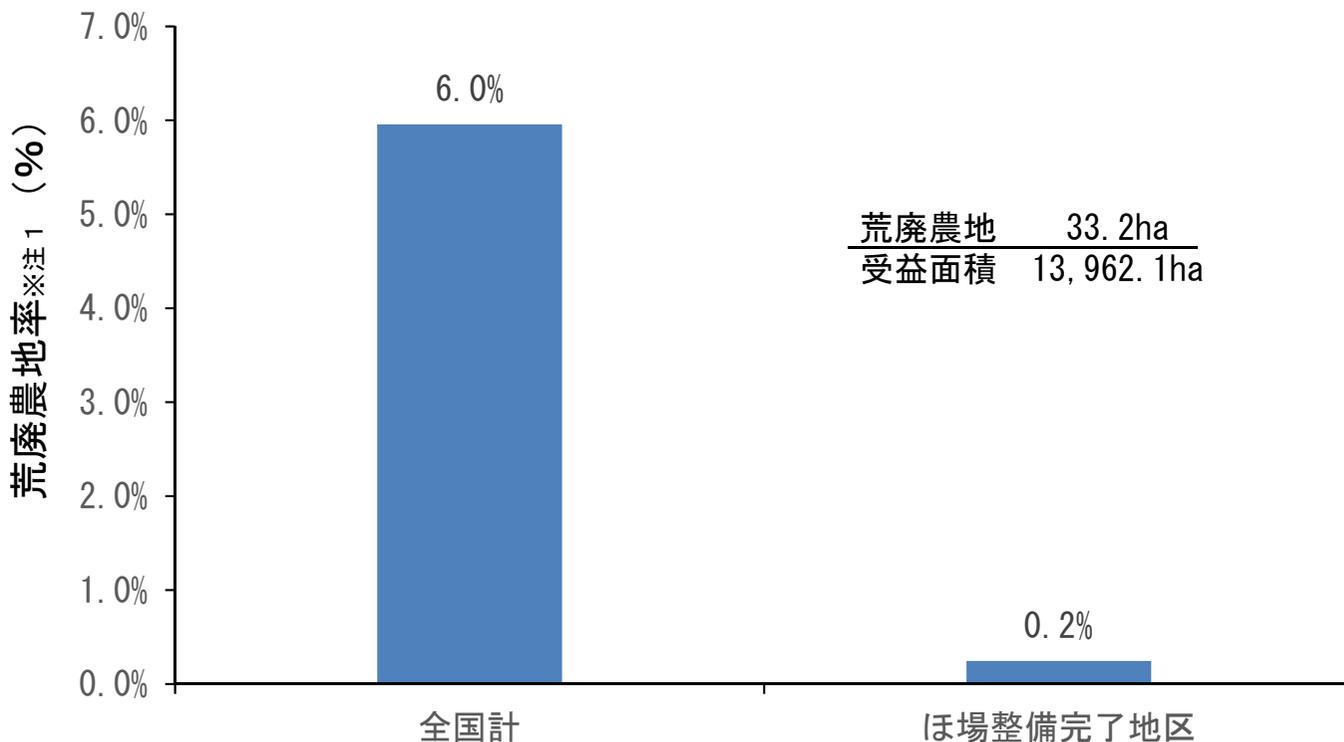


資料：農林水産省農村振興局調べ「耕作放棄地に関する意向及び実態把握調査(平成26年)」  
注：平成26年2月に全市町村を対象に調査したもの(回収率91.9%)。

資料：全国農業会議所「平成14年地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積等についての農業委員調査結果」

- ③ また、令和元年に行った別の調査によると、基盤整備事業が実施された地区においては、荒廃農地の発生が極めて少ない状況（受益面積の0.2%）。
- ④ 農産物価格が低迷する中、農業従事者が高齢化し、農地の引受手が不足している状況の下で、ほ場が未整備、あるいは土地条件が悪い農地を中心に、荒廃農地が増大しているものと推測。

### 基盤整備実施地区における荒廃農地の発生状況



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（平成30年）、農林水産省農村振興局「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」（平成30年）及び農林水産省農村振興局調べ

注1：「荒廃農地面積（平成30年）／（耕地面積（平成30年）＋荒廃農地面積（平成30年））」により荒廃農地率を算定。

注2：ほ場整備完了地区の荒廃農地率は、平成20年に完了したほ場整備事業実施地区125地区（ほ場整備事業が完了して約10年を経過した地区）の事業実施主体への聞き取り調査（令和元年実施）による。

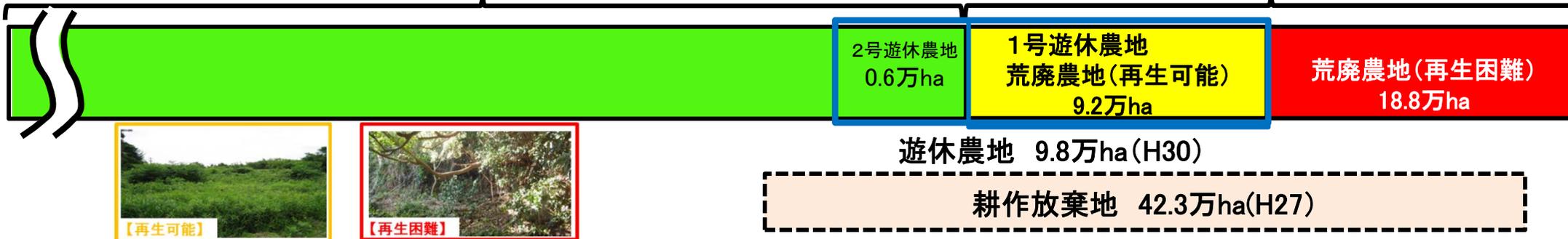
# 新たな食料・農業・農村基本計画における荒廃農地対策の位置付け

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

## 農地・荒廃農地について

耕地 439.7万ha(R元)

荒廃農地 28.0万ha(H30)



○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査：現地調査による客観ベースの毎年の調査
○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの	
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの	
○遊休農地		
○1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（再生利用が可能な荒廃農地）	
○2号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地	
○耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいい、農家等の自己申告による主観的な数字	農林業センサス：調査票による農家等の主観ベースの5年毎の調査

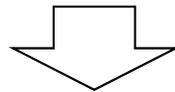
# 農地の見通しと確保

## 農地の見通しと確保

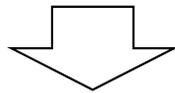
- 令和12年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢(※)を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

令和元年現在の農地面積

439.7万ha

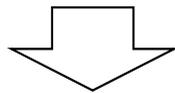


すう勢(※)	令和12年までの農地の増減	施策効果	令和12年までの農地の増減
農地の転用	△16万ha		
荒廃農地の発生	△32万ha	荒廃農地の発生防止	+17万ha
		荒廃農地の解消	+5万ha



これまでのすう勢(※)が今後も継続した場合の  
令和12年時点の農地面積

392万ha(すう勢(※))



令和12年時点で確保される農地面積

414万ha

(※)すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み。

## 農地面積の見通しの考え方

### 新たな基本計画における農地面積の見通しの考え方

- 農業の持続的な発展を通じて、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、その前提となる国内農業の基盤として、各種施策により今後とも国内の農業生産に必要な農地を確保していく必要。
- こうした認識の下、新たな基本計画における農地面積の見通しについて、
  - ① これまでのすう勢（農地の転用や荒廃農地の発生）を踏まえつつ、
  - ② 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、農地中間管理事業等、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込む。

拡充等



### 荒廃農地の発生防止・解消に関する施策

- 人・農地プランの実質化の推進や中山間地域等直接支払制度における集落戦略の作成支援等を通じて、地域で農地利用に係る徹底した話し合いを行った上で以下の施策の拡充等を通じ、荒廃農地の発生防止・解消を推進。
  - ・ 多面的機能支払制度については、令和元年度から、活動組織の広域化の推進や非農業者の参画の促進による体制強化への追加支援などを実施。
  - ・ 中山間地域等直接支払制度については、令和2年度からの第5期対策において、将来にわたり協定農用地の維持管理を可能とする体制づくりに向けて、集落協定の広域化・人材の確保・農業生産性の向上等への加算措置の創設・拡充等を措置。
  - ・ 農地中間管理事業については、担い手への農地集積・集約化を加速化するため、令和元年に農地バンク法を改正したところであり、新たな制度の下で、人・農地プランの実質化の促進及びそれに向けた基盤整備等を実施。

## <参考①> 農地中間管理機構による担い手への集積・集約化

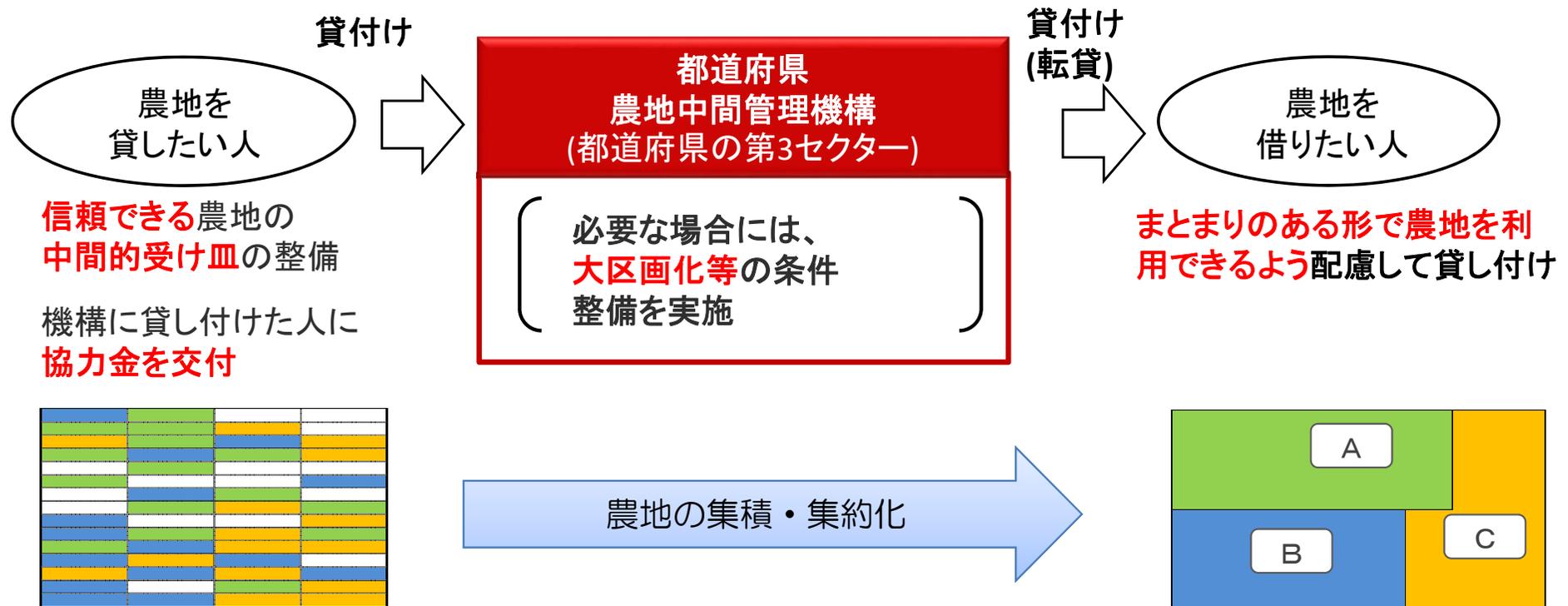
各都道府県に整備された農地中間管理機構をフルに稼働させ、担い手への集積・集約化を推進。  
この場合、地域の状況に応じ、

- ① 各地域の人・農地プランと連動した取組
- ② 新規参入企業など公募に応募した受け手のニーズに対応した取組
- ③ 農業法人等が分散した農地を交換により集約化するための取組
- ④ 基盤整備事業と連携した取組

という4つのアプローチを推進し、農地中間管理機構をフル稼働。

### 農地中間管理機構の仕組み

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進）



## <参考②> 遊休農地の課税の強化

- 平成28年4月の農地法改正に伴い、平成29年度から遊休農地の課税強化を実施。
- 毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっていることから、初年度は平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われることとなる。

### 遊休農地の課税強化の概要

#### 対象となる遊休農地

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象となる。

この協議勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定される。

- ※ 1 協議勧告が行われる前に実施される利用意向調査において、所有者が機構への貸付けの意思を表明した場合には、機構側の事情で貸付けが行われていなくても、勧告が行われることはない。
- ※ 2 また、既に森林の様相を呈しているなど、農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断した場合にも、勧告が行われることはない。
- ※ 3 勧告を行った後、以下のいずれかに該当することとなった場合は勧告が撤回され、翌年度以降の固定資産税の課税強化は解除される。
  - ① 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合
  - ② 農地中間管理機構との借入協議の結果、当該農地を農地中間管理機構が借り入れた場合
  - ③ 裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した場合

#### 課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55を乗じないこととする。（結果的に1.8倍になる。）

# 荒廃農地の発生防止と解消

- 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。
- 農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも荒廃農地は、できるだけ早期に解消することが重要。
- 個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進することも有効。

## 荒廃農地の発生防止と解消の取組

### ① 地域・集落の共同活動

地域の環境整備やまちおこし等の地域・集落の共同活動を通じて、地域の活性化を図るとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

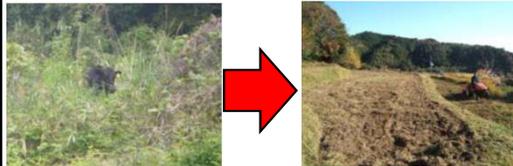
- ・多面的機能支払交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金 等



### ② 鳥獣害対策

電柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣害被害を軽減させるとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

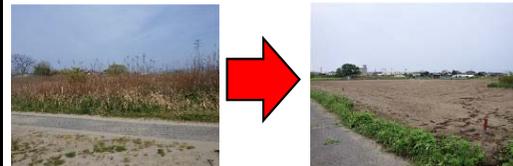
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金 等



### ③ 農地中間管理機構

農地中間管理機構が荒廃農地を借入れ、農地への再生を行い、担い手への農地の集積・集約化を促すことで、荒廃農地の解消にも寄与する。

- ・農地中間管理事業
- ・農地耕作条件改善事業 等



### ④ 基盤整備

ほ場整備事業による農地の大区画化、基盤整備事業による排水対策等の農地整備を行うとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・ほ場整備事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



### ⑤ 新規就農者

荒廃農地の再生を行い、新規就農者がまとまった農地を確保することにより、新規就農者の参入を促し、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

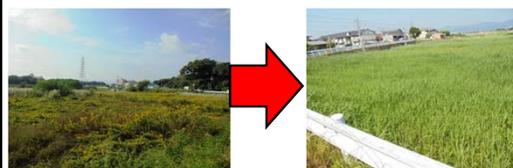
- ・農業次世代人材投資事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



### ⑥ 企業参入

民間企業が新規事業や製品の原材料確保等を目的として、荒廃農地を集積・集約化し、再生することで、荒廃農地の解消にも寄与する。

- ・農地中間管理事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



### ⑦ 6次産業化

地域の活性化のため、荒廃農地を再生し、高収益作物の導入を行い、6次産業化を図ることで、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・農業競争力強化農地整備事業
- ・産地パワーアップ事業 等



### ⑧ 農福連携

地域の活性化のため、福祉施設と連携し、荒廃農地を活用した雇用創出や学習活動等を行うことで、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・農山漁村振興交付金
- ・都道府県、市町村単独事業 等



# 【上西郷地区】多面的機能支払交付金を活用して、地域で荒廃農地を再生し、新規就農者が地域特産のブロッコリーを栽培

ふくし  
〔福岡県福津市〕

新規就農

企業参入

6次産業化

農地中間管理機構

農福連携

鳥獣害対策

地域・集落の  
共同活動

その他

## 1. 地域農業の状況



○ 福津市は福岡県北西部に位置しており、海岸線に近く霜が降りにくいという自然条件を活かし、キャベツやカリフラワーなど、露地野菜の栽培が盛んとなっている。

○ また、福津市では地域資源を組み合わせることによる観光と農水産業の連携強化を図り、カフェ・レストラン等における農水産物の地産地消や、観光客による農水産物の消費増加等を促進することで、福津ブランドの向上や地域経済の好循環、関連事業者の収益性向上等につなげたいと考えている。

○ しかし、近年は高齢化や鳥獣害などを要因に、特に山間部での荒廃農地が増加傾向にあり、本事例の取組が行われている上西郷地区では、高齢でも健康な方が多く、農地管理も適正に行われているため、荒廃農地は他の地域に比べると比較的少ないが、荒廃が進みつつある農地もいくつか存在していた。



収穫を待つブロッコリー

## 2. 地区概要

取組主体	農業者17名（上西郷の環境を守る会）	地区名	上西郷（かみさいごう）地区
再生面積	0.4ha	取組年次	平成27年度～
作付作物	ブロッコリー	販路	J A等に出荷

## 3. 取組内容及び効果

### 多面的機能支払交付金を活用して、荒廃農地を再生し、新規就農者が活用

- 上西郷地区では平成19年に農地・水環境保全向上対策の活動組織として「上西郷の環境を守る会」(以下、「守る会」)を設立し、地域ぐるみで農村環境を守るための活動を開始し、平成27年から多面的機能支払交付金の活動組織として、荒廃農地の再生利用にも取り組むこととなった。
- JA営農指導員であった北嶋氏がJA退職後に就農しており、守る会と連携し、再生後の農地0.4haを借り受けて地域特産のブロッコリーを作付けしている。
- こうした中、近隣の不作付地の所有者が守る会の取組を見て、虫害などが発生しないよう、自分で草刈り等の管理を開始するなど、地域の荒廃農地発生防止につながっている。



荒廃農地(再生前)



荒廃農地(再生後)

活用した支援策	H27 多面的機能支払交付金(国)
---------	-------------------

# 【三和町大力谷地区】牛の水田放牧による荒廃農地の発生と鳥獣害の防止

みよし  
〔広島県三次市〕

新規就農

企業参入

6次産業化

農地中間管理機構

農福連携

鳥獣害対策

地域・集落の  
共同活動

その他

## 1. 地域農業の状況



○ 中国地方のほぼ中央部に位置し、大阪へ約250km、下関へ約250kmと東西の間であると共に、山陽側、山陰側へ50～80kmで、山陰・山陽へほぼ等距離にあり、中国地方の中心に位置している。  
東西の大動脈としての中国自動車道を中心に、国道、鉄道が市内でX状に交差し、本市を中心として放射線状に拡散する陰陽連絡・経済・産業・生活を支える交通網を構成している。

○ 市の地形は三次盆地を中心に、北部は急峻な中国山地、南部は起伏のある吉備高原を形成しており、標高差や豊かな自然条件を活かした米づくりや野菜、果樹、畜産等の生産が盛んな地域で、県内屈指の農産物生産地でもある。

○ しかしながら、市内のほとんどが中山間地域で、農用地の多くは傾斜地にあり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、人口減少や高齢化の進行により、集落機能が低下し、農地等の維持が困難になりつつある。

○ 取組が行われた本地区も中山間地域に位置し、水稻を中心に大豆の作付けがされているが、農家の高齢化による担い手不足が懸念され、これらに対応するための地域づくりが必要となり、平成20年に集落で法人を設立し、農地の有効利用と荒廃農地の発生防止に努めてきたが、高齢化の影響は大きく、荒廃農地が目立つようになってきた。

## 2. 地区概要

取組主体	農事組合法人大力	地区名	みわちようだいりきだに 三和町大力谷地区
再生面積	0.4ha	取組年次	平成28年度～平成29年度
作付作物	飼料作物・肉用牛繁殖	販路	家畜市場に出荷

## 3. 取組内容及び効果

### 牛の水田放牧により、農地管理を省力化するとともに、荒廃農地の発生を抑制

- 地区の農地保全及び農業収入増等を図るためには、法人で牛を飼育し、地区全体で放牧利用を含めた農地利用のあり方を検討し実践するため、放牧の見学会や地域の会合等で放牧の実施状況等を報告するなど、地域住民の放牧への理解醸成の取組を行うとともに、放牧の基礎知識の習得を目指し、法人役員の研修会への参加を促した。
- 農事組合法人大力が耕作する水田4.1haと、荒廃農地0.4haを含めた4.5ha(イタリアンライグラス及び飼料用ヒエの二毛作)に、和牛繁殖牛8頭を229日間放牧を行い、農地管理の省力化を行い荒廃農地の発生を抑制するとともに、放牧によって周辺農地の鳥獣害の防止にも貢献。【平成30年度時点】



飼料作物の作付け(放牧)

活用した支援策	H28～29 国産粗飼料増産対策事業(地域づくり放牧推進)(国) H28 和牛の里創造事業(市)
---------	---

## 1. 地域農業の状況

○小浜市は、福井県の南西部に位置し、若狭湾に面し、海岸線の一部はリアス式海岸となっている。南は、東西に走る京都北部一帯に連なる山岳で、一部は滋賀県と境を接している。



小浜市

○松永・国分地区(農地面積178ha)は、中山間地域の水田地帯で、水稻、麦、大豆などを作付けしている。地区内の多くの農地は、平成15年から20年頃まで土地改良事業が行われ、ほ場が整備されている。

○松永・国分地区のうち平野地区(農地面積20ha)は、平坦な水田地帯であるが、小区画の農地が多く、農地所有者が自ら耕作を行っていたが、高齢化により営農の継続が困難となった農地から、まばらではあるが荒廃農地が発生し始めていた。

当地区の農地を担い手に集積するためには、区画拡大と荒廃農地の解消が課題となっていた。



平野地区

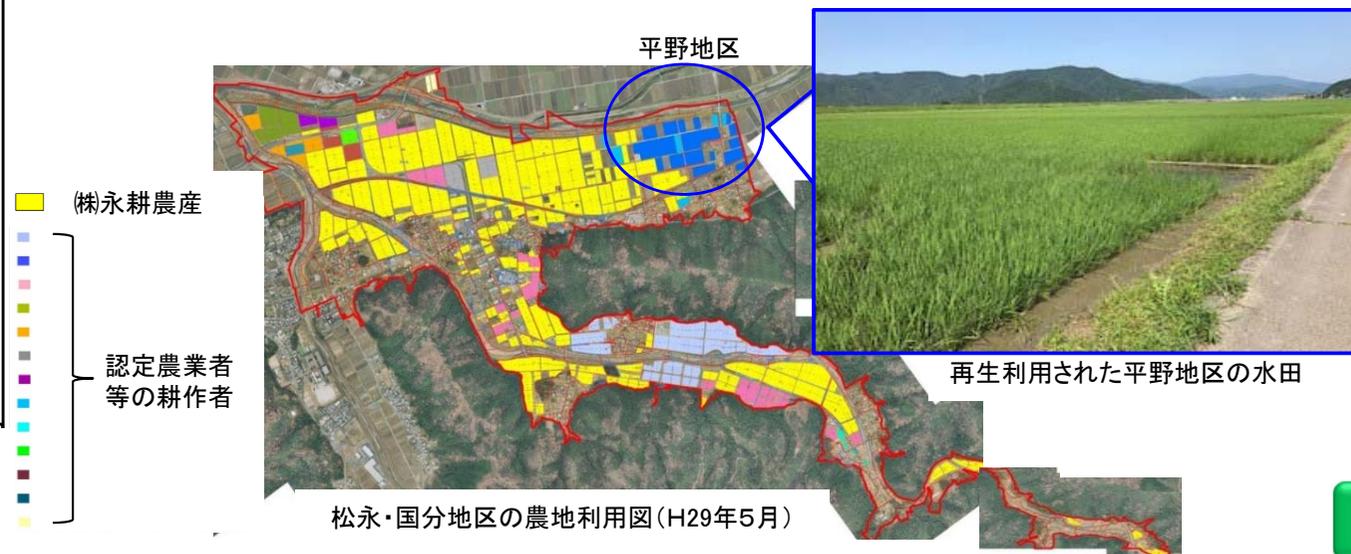
## 2. 地区概要

取組主体	農事組合法人小浜東部営農生産組合 (現在は株式会社永耕農産)	地区名	松永・国分(まつなが・こくぶ)地区
再生面積	2.3ha	取組年次	平成28年度
作付作物	水稻、大麦、大豆等	販路	直売所等

## 3. 取組内容及び効果

### 農地耕作条件改善事業と農地中間管理事業で、荒廃農地の再生と農地集積・集約化を実現

- 平成28年度、平野地区において、農地耕作条件改善事業を活用して区画拡大(畦畔除去)を行った。また、平野地区を含む松永・国分地区において、農地中間管理事業を活用し、農事組合法人小浜東部営農生産組合と担い手農家へ農地の集積及び集約を行うことで、担い手への農地集積率の向上と農地集約による農作業の効率化を図り、荒廃農地2.3haを再生した。
- 平成29年5月、「小浜東部営農生産組合」を組織変更し、「株式会社永耕農産」を設立するとともに、地区内の農地所有者等を構成員とする「一般社団法人松永あんじょうしょう会」を立ち上げた。
- 株式会社永耕農産は、水稻・大麦・大豆・そば・白ネギ等の営農等を行っている。
- 一般社団法人松永あんじょうしょう会は、地域資源管理法として、多面的機能支払交付金等を活用して、畦道の草刈作業をはじめとした農地の維持管理作業や農地の再生作業等を行っている。



活用した支援策  
H28 農地中間管理事業  
H28 農地耕作条件改善事業(国)

# 【伏倉地区】荒廃農地を活用して桑の葉で町おこし！！ ～地域活性化とユニバーサルデザインを推進～

まつざきちよう  
〔静岡県松崎町〕

新規就農	企業参入	6次産業化	農地中間管理機構
農福連携	鳥獣害対策	地域・集落の共同活動	その他

## 1. 地域農業の状況

- 松崎町は耕地面積291haで、全国生産量の7割を占める桜葉が特産物の1つである。また、かつて早場繭の産地として全国的にも有名であった。



- 近年、町内の農業者の高齢化と担い手不足により、農地の荒廃化が課題となっている。

### ○「一社一村しずおか運動」による地域活性化の取組

「農業を体験する機会を通じ、多くの意欲的な生徒の雇用につなげたい」、「地域とのつながりを大切にしたい」という思いから、平成25年度から静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校の生徒へ向けた農業体験実習等の取組を開始し、ユニバーサルデザインを推進している。

平成29年度に、この活動が農村と企業の協同活動による地域活性化を目的とした静岡県の「一社一村しずおか運動」に認定された。



特別支援学校の生徒との農業体験実習

活用した支援策	H27	地域特産品づくり推進事業(県)
	H28～30	農産物マーケティング推進事業(県)
	H28～30	地域活性化事業支援補助金(町)

## 2. 地区概要

取組主体	企業組合松崎桑葉ファーム	地区名	伏倉(しくら)地区
再生面積	1.3ha(平成30年1月時点)	取組年次	平成25年5月～
作付作物	桑	販路	直売所、インターネット等で販売

### 荒廃農地を活用して、桑の葉で農福連携も含めた地域の活性化

#### ○荒廃農地の活用経緯

「桑の葉で町おこし」を目指し、荒廃農地を活用した桑の試験栽培(15a、穂木700本植栽)を平成25年5月から開始した。その後、荒廃農地の活用の見通しが立ったことから、平成26年7月に「企業組合松崎桑葉ファーム」を設立し、毎年荒廃農地を解消(1.3ha(平成30年1月時点))しながら経営規模を拡大。

同年9月には直売所を開設し、桑葉の栽培から加工及び販売までのほとんどの工程を組合で運営管理できるようになった。



再生後の状況

#### ○桑の葉を用いた積極的な商品開発

平成28年度には、桑の葉の豊かな香りを生かした「松崎桑葉茶」と「桑の葉茶かりん糖」が松崎町商工会の松崎ブランドに、平成29年度には、「松崎桑葉茶」が静岡県のしずおか食セレクションに認定された。



松崎桑葉茶



桑の葉茶かりん糖

#### ○今後の活動・目標

景観維持や鳥獣被害の防止のため、引き続き荒廃農地の解消に取り組む。また、今後は規模拡大により地域住民やUターン就職等の雇用を創出することと、自社商品の海外輸出(シンガポール、香港等)を目指す。